

令和元年度における司法行政文書の管理の状況について

令和3年12月

最高裁判所事務総局秘書課

## 目 次

はじめに .....	4
I 対象裁判所 .....	5
II 対象期間 .....	5
III 報告の概要 .....	5
1 ファイルの作成等の状況 .....	5
(1) 保存しているファイル数 .....	6
(2) ファイルの媒体の種別 .....	6
2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況 .....	7
(1) 移管・廃棄 .....	7
(2) 保存期間の延長状況 .....	8
ア 延長理由 .....	9
イ 延長期間 .....	9
3 文書管理に係る研修の実施状況 .....	10
4 点検及び監査の実施状況 .....	11
(1) 点検の実施状況 .....	11
(2) 監査の実施状況 .....	12
5 司法行政文書の紛失等の状況 .....	13
(1) 司法行政文書の紛失等の状況 .....	13
(2) 職員の処分の状況 .....	14
6 秘密文書の管理状況 .....	14

### <資料>

資料 1 ファイルの保存数及び媒体の種別 .....	17
資料 2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況 .....	18

資料 3	保存期間の延長理由及び延長状況等.....	19
資料 4	研修の実施状況.....	20
資料 5	点検及び監査の実施状況.....	21
資料 6	紛失, 誤廃棄等の状況.....	22
資料 7	点検及び監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況） .....	23

## はじめに

裁判所の文書の管理の在り方については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）附則第13条第2項において、同法の趣旨、裁判所の地位及び権能等を踏まえ検討を行うことと規定されている。

裁判所では、同法の趣旨を踏まえて、司法行政文書の管理について、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。），同日付け最高裁秘書第003546号秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「最高裁実施通達」という。），同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「下級裁実施通達」という。）及び平成30年11月30日付け最高裁秘書第4957号秘書課長通達「秘密文書管理要領について」（以下「秘密文書管理要領」という。）を定めること等により、司法行政文書の適正な管理を図ることとしている。その状況を把握するため、管理通達記第7の3においては、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の長は、司法行政文書の管理状況（地方裁判所にあっては、管内の簡易裁判所の管理状況を含む。）について、毎年度、秘書課長に報告しなければならないと定めており、同4においては、秘書課長は、毎年度、最高裁判所の管理状況及び当該報告について、その概要を公表することとされている。

本資料は、令和元年度における司法行政文書の管理の状況について、各裁判所からの報告を受け、最高裁判所の状況も加えた上でその概要を取りまとめたものである。

※ 割合で示した数値は、小数点以下第2位（特に注記をした場合を除く。）を四捨五入しているため、個々の数値の合算と合計とが一致しない場合がある。

## I 対象裁判所

高等裁判所（8 庁），地方裁判所（50 庁）及び家庭裁判所（50 庁）（高等裁判所にあっては支部，地方裁判所にあっては支部及び管内の簡易裁判所，家庭裁判所にあっては支部及び出張所を含む。）

なお，地方裁判所及び家庭裁判所については，両裁判所の司法行政文書を一括して管理している場合があることから，両裁判所を合わせた数値を掲載している箇所がある（当該箇所にはその旨を注記した。）。

おって，最高裁判所においても同様の調査を実施した。

## II 対象期間

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の状況（※）  
時点を問うものについては，令和2年4月1日時点の状況

※ ただし，令和元年度に新規に作成されたファイルについては，平成31年  
1月1日から令和2年3月31日までの間に作成されたものを対象として  
いる。

## III 報告の概要

### 1 ファイルの作成等の状況

裁判所の職員は，裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け，又は検証することができるよう，処理に係る事案が軽微なものである場合を除き，文書を作成しなければならないとされている（管理通達記第3の1）。これに基づき，裁判所の職員が職務上作成し，又は取得した文書であって，裁判所の職員が組織的に用いるものとして，裁判所が保有する「司法行政文書」（管理通達記第1の2の(1)）は，その保存期間を1年以上とする必要のないものを除き，能率的な事務の処理及び司法行政文書の適切な保存に資するよう，相互に密接な関連を有するものを一の集合物（以下「ファイル」

という。)にまとめなければならないとされている(管理通達記第1の2の(6), 第4の1)。

### (1) 保存しているファイル数

裁判所が保存しているファイルの数は、表1のとおり、311,251ファイルであり、その内訳は、最高裁判所が12,366ファイル(4.0%)、高等裁判所が20,224ファイル(6.5%)、地方裁判所と家庭裁判所の合計が278,661(89.5%)となっている。

このうち、令和元年度に新規に作成されたファイルは、62,589ファイルであり、その内訳は、最高裁判所が2,240ファイル(3.6%)、高等裁判所が4,031ファイル(6.4%)、地方裁判所と家庭裁判所の合計が56,318ファイル(90.0%)となっている。

**表1 保存しているファイル数**

(各欄の上段の単位:ファイル)

ファイル数		総数	最高裁判所	高等裁判所	地方裁判所及び家庭裁判所
令和元年度		311,251 100.0%	12,366 4.0%	20,224 6.5%	278,661 89.5%
うち新規		62,589 100.0%	2,240 3.6%	4,031 6.4%	56,318 90.0%

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成されたファイル数で、内数を表す。

2 各欄の下段は、ファイル数に占める割合を表す。

### (2) ファイルの媒体の種別

裁判所が保存している全てのファイル(311,251ファイル)について、その媒体の種別ごとにみると、表2のとおり、紙媒体が232,912ファイル(74.8%),電子媒体が15,516ファイル(5.0%),電子と紙の両方を含むものが62,823ファイル(20.2%)となっており、紙媒体

がその大多数を占めている。

なお、電子と紙の両方を含むファイルとは、1つのファイル中に電子媒体と紙媒体という異なる種別が含まれているものをいう。

**表2 ファイルの媒体の種別**

(各欄の上段の単位：ファイル)

ファイル数（再掲）		紙媒体	電子媒体	紙媒体と電子媒体の両方を含むもの	その他の媒体
令和元年度	311,251 100.0%	232,912 74.8%	15,516 5.0%	62,823 20.2%	0 0.0%
うち新規	62,589 100.0%	49,633 79.3%	1,821 2.9%	11,135 17.8%	0 0.0%

(注) 1 「電子媒体」は、CD、DVD、一元的文書管理システム等で管理されるファイルを表す。

2 「うち新規」は、当該年度に新規に作成されたファイル数で、内数を表す。

3 各欄の下段は、ファイル数に占める割合を表す。

## 2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況

### (1) 移管・廃棄

ファイルは、適正な管理とともに効率的に業務に使用できるよう、適切に分類し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定することとされている（管理通達記第4の1の(3)及び2）。

そして、裁判所の各部署における司法行政文書の管理の実施の責任者である文書管理者は、ファイルの保存期間が満了したときは、保存期間及び保存期間の満了する日を延長又は移管をする場合を除き、当該ファイルを廃棄しなければならないとされており（管理通達記第6の2の(2)），廃棄をしようとする場合、最高裁判所においては、あらかじめ、文書管理事務を総括する総括文書管理者と協議しなければならず（最高裁実施通達記第1の1の(1)），下級裁判所においては、総括文書管理者の承認を得て、速やかに行わなければならない（下級

裁実施通達記第11の1の(1))。

なお、移管をすべき司法行政文書がまとめられているファイルについては、申合せに基づき、最高裁判所から内閣総理大臣に移管している（公文書等の管理に関する法律第14条第1項）。

裁判所において、令和元年度に保存期間が満了したファイル（当初満了予定であったが保存期間を延長したものを含む。）は、64,596ファイルであり、その移管・廃棄等の状況をみると、表3のとおり、「移管」することとされたものが81ファイル（0.1%）、「廃棄」することとされたものが61,453ファイル（95.1%）、保存期間を「延長」することとされたものが3,062ファイル（4.7%）となっている。

**表3 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄の状況**

(各欄の上段の単位：ファイル)

保存期間満了ファイル数		移管	廃棄	延長
令和元年度	64,596	81	61,453	3,062
	100.0%	0.1%	95.1%	4.7%

(注) 各欄の下段は、ファイル数に占める割合を表す。

## (2) 保存期間の延長状況

文書管理者は、現に監査、検査等の対象になっているもの、現に係属している訴訟や不服申立てにおける手続上の行為に必要とされるもの、開示の申出があったものといった特別な事由がある場合には、保存期間満了後も、それぞれに対応するため当該事由が終了するまでファイルを保存しなければならないこととされている（管理通達記第6の3の(1))。

また、文書管理者が職務の遂行上必要があると認める場合についても、必要な限度において、一定の期間を定めて保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができることとされている（管理通達記第6の3の(2))。

## ア 延長理由

表3において、令和元年度に保存期間が満了する予定であったが当該保存期間を「延長」することとした3,062ファイルについて、その延長の理由についてみると、表4のとおり、管理通達記第6の3の(1)に掲げる事由に基づき延長を行っているものは448ファイル（14.6%）であり、残る2,614ファイル（85.4%）は、同(2)に基づく職務遂行上の必要による延長となっている。

**表4 保存期間の延長理由**

(各欄の上段の単位：ファイル)

延長ファイル数（再掲）		管理通達記第6の3の(1)に基づく延長				管理通達記第6の3の(2)に基づく延長	
		ア (監査・検査)	イ (係属する訴訟)	ウ (不服申立て)	エ (開示申出)		
令和元年度	3,062	448	12	6	1	429	2,614
	100.0%	14.6%	0.4%	0.2%	0.0%	14.0%	85.4%

(注) 各欄の下段は、延長ファイル数に占める割合を表す。

## イ 延長期間

司法行政文書の保存期間は、管理通達で原則30年が上限とされているが、管理通達記第6の3の(2)により保存期間を延長することで、長期にわたって保存しているファイルも存在する。

30年及びその倍数の60年に着目してみると、管理通達記第6の3の(2)に基づき保存期間を延長した2,614ファイルのうち、表5のとおり、保存期間を30年以上延長したものが41ファイル、通算の保存期間が60年以上となったものが38ファイルとなっている。

**表5 保存期間の延長状況**

(単位：ファイル)

管理通達記第6の3の(2)に基づき 保存期間を延長したファイル数（再掲）		保存期間を30年以上 延長したもの	通算の保存期間が60 年以上となるもの
令和元年度	2,614	41	38

### 3 文書管理に係る研修の実施状況

司法行政文書の管理を適正かつ効果的に行うためには、文書管理の意義を十分に理解させるとともに、文書管理に必要な知識・技能を習得させ、及び向上させることが重要であり、総括文書管理者は、職員に対し、必要な研修を行うものとされている（管理通達記第8）。

裁判所における研修の実施状況をみると、表6のとおり、延べ223回の研修を実施しており、このうち一般職員を主な対象とした研修（対象者が「その他」に該当するもの）が133回（59.6%）を占めている。

研修の参加職員数をみると、延べ2,986人が参加しており、そのうち各裁判所で実施した研修（「自庁で実施する研修」に該当するもの）への参加者が延べ1,733人であり、研修参加者の半数以上（58.0%）を占めている。

**表6 研修の実施状況**

(単位：回)

研修の実施回数		223
対象者別	新規採用職員	45
	転入者	15
	文書管理者又は文書管理担当者	30
	その他	133

(単位：人)

研修の参加職員数		2,986
自庁で実施する研修		1,733
自庁以外で実施する研修	人事院の職員研修（文書管理に係る講座を含むものに限る。）	0
	総務省のオンライン研修（公文書管理・情報公開等）	90
	上級庁で実施する研修	1,092
	その他	71

(注) 「上級庁」とは、高等裁判所にあっては最高裁判所を、地方裁判所及び家庭裁判所にあっては最高裁判所又は高等裁判所をいう。

#### 4 点検及び監査の実施状況

文書管理者は、その管理する司法行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行うこととされている（管理通達記第7の1の(1)）。

また、裁判所における文書管理に関するコンプライアンスを確保するための責任者である監査責任者は、司法行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行うこととされている（管理通達記第7の1の(2)）。

##### (1) 点検の実施状況

裁判所の点検の実施状況をみると、表7のとおり、全文書管理者1,316人のうち、1,313（99.8%）の文書管理者が点検を実施している。点検の内容としては、「保存期間が異なる文書を、区別して編てつしているか」、「個人的な資料を、共用のキャビネット等に保管していないか」、「ファイル管理簿を適切に作成しているか」などである。

これらの点検により、「一つのファイルに、1年以上の保存を要する文書と短期保有文書（決裁参考資料など）が混在している」、「共用のキャビネットや書庫、共有フォルダ内に、組織共用性のない個人的な資料が保管されている」、「ファイル管理簿に、文書が存在しないファイル（空ファイル）が記載されている」などの不適切事例が指摘され、各文書管理者において、改善措置が講じられている（資料7参照）。

なお、3人の文書管理者が点検を実施しなかった理由は、当該文書管理者が所属する部署において、ファイルとして管理すべき司法行政文書がないためであった。しかし、点検の必要性は、文書の有無に左右されないものであるため、全ての文書管理者において点検が実施されるよう注意喚起をした。

**表7 点検の実施状況**

(各欄の上段の単位：人)

文書管理者数		点検を実施	点検を未実施
令和元年度	1,316 100.00%	1,313 99.77%	3 0.23%

(注) 1 本表については、小数点以下第3位を四捨五入している。

2 各欄の下段は、文書管理者数に占める割合を表す。

## (2) 監査の実施状況

裁判所における監査の実施状況をみると、全ての裁判所（87府）（地方裁判所と家庭裁判所の司法行政文書を一括して管理している場合はその府を1として計上した数。以下(2)において同じ。）で文書管理に係る監査が実施されている。そのうち、78府において、「ほかのファイルに編てつすべき文書が編てつされている」、「ファイル管理簿に、保存期間表にないファイルや、保存期間表と異なる保存期間が設定されたファイルを記載している」、「ファイル管理簿に記載されているファイルが存在しない」、「廃棄承認を得ているのに廃棄され

ていないファイルが存在した」などの指摘事項がみられ、改善措置等が講じられている（資料7参照）。

## 5 司法行政文書の紛失等の状況

### (1) 司法行政文書の紛失等の状況

司法行政文書の紛失及び誤廃棄（以下5において「紛失等」という。）は、被害の拡大防止や事務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることに鑑み、文書管理者は、その管理する司法行政文書の紛失等が明らかとなった場合には、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない（管理通達記第7の2の(1)）。

令和元年度においては、各裁判所における文書管理に係る点検の結果などにより、表8のとおり、22件の紛失等事案が判明した。

これらの紛失等の原因としては、文書の保管が適切に行われておらず紛失したもの、廃棄時の確認を適切に行わなかったことで廃棄対象文書と混在し誤廃棄したものなどがみられた。

なお、これらの紛失等事案については、各裁判所において、総括文書管理者への報告がなされ、職員への指導、復元措置、業務手順の見直し等といった事案への対応、再発防止策等の措置がとられている。

#### ○紛失等の事案と再発防止策の事例

- 司法行政文書の開示申出がなされたが、ファイルの所在が確認できず、調査した結果、文書が適切な場所に保管されておらず、紛失したものとされた事案
  - ⇒・関係者への注意喚起、指導等
  - ・業務手順、マニュアル等の見直し

## (2) 職員の処分の状況

司法行政文書の紛失等のほか、文書管理に係る不適切事案が発生した場合は、当該事案の内容、社会への影響等を勘案した上で、必要に応じ、各裁判所において職員の処分を行うこととなる。令和元年度の紛失等事案及び不適切な文書管理に起因する職員の処分の状況をみると、表8及び表9のとおり、懲戒処分が行われた事案はなかった。

**表8 紛失等の状況**

紛失等事案の件数		事案別		対応別						
				再発防止のための措置				その他	復元措置を行った件数	事案の公表を行った件数
		紛失	誤廃棄	関係者への注意喚起、指導等	関係者以外への注意喚起等	業務手順、マニュアル等の見直し				
令和元年度	22	13	9	19	12	16	0	7	0	0

(注) 1 必ずしも誤廃棄したといえない事案は、「紛失」に計上した。

2 「再発防止のための措置」については、1事案に複数の措置がとられているものがあるため、件数と当該措置の数の合計が一致しない。

**表9 不適切な文書管理事案への対応**

紛失等を除く不適切な文書管理事案の件数 (懲戒処分が行われたものに限る。)	対応別				
	再発防止のための措置				事案の公表を行った件数
	関係者への注意喚起、指導等	関係者以外への注意喚起等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他	
令和元年度	0	0	0	0	0

## 6 秘密文書の管理状況

公表しないこととされている情報が記録された司法行政文書のうち秘密保全を要する司法行政文書（以下「秘密文書」という。）の管理として、極秘文書（秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある

情報を含む司法行政文書）及び秘文書（極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の司法行政文書）を指定し、秘密文書については、管理通達及び秘密文書管理要領にのっとり管理することとされている（管理通達記第9）。

令和元年度において新規作成したファイルに秘密文書が含まれるものはなかつた。

## <資料>

### 裁判所別内訳表

- 資料 1 ファイルの保存数及び媒体の種別
- 資料 2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況
- 資料 3 保存期間の延長理由及び延長状況等
- 資料 4 研修の実施状況
- 資料 5 点検及び監査の実施状況
- 資料 6 紛失、誤廃棄等の状況
- 資料 7 点検及び監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）

資料1 ファイルの保存数及び媒体の種別

(単位:ファイル)

裁判所名		ファイル数	紙媒体	電子媒体 (※2)	紙媒体と電子媒体 の両方を含む もの	その他の媒体 (※3)	うち令和元年度中に 新たに作成された数
最高裁判所		12,366	7,525	459	4,382	0	2,240
高等裁判所	東京	3,354	3,335	7	12	0	635
	大阪	2,531	1,646	266	619	0	484
	名古屋	2,017	1,388	209	420	0	381
	広島	3,017	2,228	185	604	0	583
	福岡	2,532	1,332	230	970	0	551
	仙台	3,064	1,907	257	900	0	610
	札幌	2,111	1,072	228	811	0	444
東京管内	高松	1,598	777	176	645	0	343
	東京	6,688	6,032	5	651	0	1,467
	家裁	2,685	1,070	26	1,589	0	555
	横浜	6,260	5,752	3	505	0	1,218
	家裁	2,335	2,330	5	0	0	466
	さいたま	4,191	3,837	11	343	0	806
	家裁	1,846	1,308	5	533	0	421
	千葉	6,176	5,786	5	385	0	1,070
	家裁	3,082	2,719	90	273	0	564
	水戸	3,576	3,576	0	0	0	816
	家裁	1,746	1,640	4	102	0	333
	宇都宮	3,800	3,074	4	722	0	771
	家裁	1,881	1,405	94	382	0	370
	前橋	5,448	5,437	5	6	0	1,098
	家裁	2,704	1,516	1	1,187	0	454
	静岡	6,081	5,745	10	326	0	1,090
	家裁	2,755	1,943	4	808	0	485
	甲府	2,266	1,875	16	375	0	457
大阪管内	長野	4,971	3,542	18	1,411	0	940
	地裁	6,174	5,901	14	259	0	1,153
	家裁	3,012	2,591	7	414	0	593
	大阪	4,906	3,848	459	599	0	1,008
	家裁	2,403	1,601	311	491	0	499
	京都	3,685	2,896	321	468	0	805
	家裁	1,787	1,251	243	293	0	363
名古屋管内	神戸	6,208	5,347	247	614	0	1,339
	家裁	3,130	2,269	449	412	0	692
	奈良	2,507	1,729	358	420	0	500
	天津	3,191	1,821	325	1,045	0	707
	和歌山	3,881	2,906	488	487	0	849
	名古屋	6,176	4,883	235	1,058	0	1,011
	家裁	2,405	1,446	46	913	0	458
広島管内	津	2,293	1,276	326	691	0	546
	家裁	832	327	128	377	0	221
	岐阜	3,323	2,288	76	959	0	562
	家裁	626	485	48	93	0	117
	福井	3,081	1,881	296	904	0	707
	金沢	2,761	1,834	308	619	0	572
	富山	1,630	844	403	383	0	324
福岡管内	富山	2,544	1,037	175	1,332	0	477
	広島	5,683	4,946	73	664	0	1,200
	家裁	2,489	2,054	78	357	0	526
	山口	7,357	6,169	37	1,151	0	1,439
	岡山	5,378	4,597	55	726	0	1,174
	家裁	2,598	1,966	23	609	0	530
	鳥取	2,921	1,983	183	755	0	633
仙台管内	松江	4,277	3,257	280	740	0	875
	福岡	4,553	3,579	289	685	0	1,037
	家裁	2,375	1,455	261	659	0	491
	佐賀	3,361	2,304	257	800	0	640
	長崎	3,453	2,859	182	412	0	683
	家裁	2,214	1,342	99	773	0	390
	大分	2,672	1,471	255	946	0	579
仙台管内	熊本	3,906	3,063	189	654	0	773
	家裁	2,255	1,366	162	727	0	474
	鹿児島	3,813	2,574	258	981	0	869
	宮崎	2,476	1,291	193	992	0	554
	家裁	1,469	839	122	508	0	327
	那覇	2,408	1,444	256	708	0	523
	家裁	1,071	315	187	569	0	183
札幌管内	仙台	4,833	3,907	177	749	0	1,029
	家裁	3,213	2,481	115	617	0	621
	福島	3,855	2,641	42	1,172	0	819
	家裁	2,155	1,169	19	967	0	426
	山形	5,022	3,791	219	1,012	0	1,019
	盛岡	6,673	4,182	420	2,071	0	1,081
	秋田	5,520	3,744	330	1,446	0	1,269
高松管内	青森	5,250	3,738	238	1,274	0	1,053
	札幌	6,030	4,934	482	614	0	1,208
	家裁	4,587	3,659	441	487	0	923
	函館	3,189	1,966	556	667	0	664
	旭川	3,896	2,699	397	800	0	809
	釧路	4,252	3,301	244	707	0	853
	高松	2,376	1,496	170	710	0	512
高松管内	家裁	1,850	1,555	66	229	0	400
	徳島	3,721	2,719	118	884	0	682
	高知	3,191	2,075	210	906	0	698
	松山	4,597	3,713	61	823	0	952
計 (割合)		311,251 100.0%	232,912 74.8%	15,516 5.0%	62,823 20.2%	0 0.0%	62,589 20.1%

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がないのは、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

2 「電子媒体」は、CD, DVD, 一元的文書管理システム等で管理されるファイルを表す。

3 「その他の媒体」は、紙媒体及び電子媒体のいずれにも該当しないファイルを表す。

資料2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況

(単位:ファイル)

裁判所名	令和元年度に保存期間が満了したファイル数				
		廃棄	延長	移管	
最高裁判所	2,347	1,782	484	81	
高等裁判所	東京	663	624	39	
	大阪	412	388	24	
	名古屋	319	303	16	
	広島	613	593	20	
	福岡	516	494	22	
	仙台	721	689	32	
	札幌	390	367	23	
	高松	287	277	10	
地方裁判所・家庭裁判所(※)	東京管内	東京 地裁	1,401	1,373	28
		東京 家裁	545	543	2
		横浜 地裁	1,400	1,370	30
		横浜 家裁	484	483	1
		さいたま 地裁	854	834	20
		さいたま 家裁	356	355	1
		千葉 地裁	1,344	1,293	51
		千葉 家裁	650	619	31
		水戸 地裁	668	648	20
		水戸 家裁	309	306	3
		宇都宮 地裁	918	698	220
		宇都宮 家裁	439	434	5
		前橋 地裁	1,083	1,064	19
		前橋 家裁	449	443	6
		静岡 地裁	1,141	1,132	9
		静岡 家裁	600	580	20
	大阪管内	甲府 地裁	510	496	14
		甲府 家裁	963	944	19
		新潟 地裁	1,404	1,377	27
		新潟 家裁	627	607	20
		大阪 地裁	1,189	994	195
		大阪 家裁	461	449	12
	名古屋管内	京都 地裁	816	769	47
		京都 家裁	358	349	9
		神戸 地裁	1,295	1,241	54
		神戸 家裁	602	580	22
		奈良 地裁	470	437	33
	広島管内	大津 地裁	590	572	18
		大津 家裁	809	773	36
		和歌山 地裁	1,181	1,122	59
		和歌山 家裁	501	484	17
		名古屋 地裁	439	434	5
	福岡管内	津 地裁	106	103	3
		津 家裁	678	662	16
		岐阜 地裁	121	121	0
		岐阜 家裁	506	496	10
		福井 地裁	446	432	14
	仙台管内	金沢 地裁	248	239	9
		金沢 家裁	570	568	2
		富山 地裁	1,251	1,197	54
		富山 家裁	532	514	18
		広島 地裁	1,839	1,823	16
	札幌管内	山口 地裁	1,311	1,280	31
		山口 家裁	553	539	14
		岡山 地裁	582	537	45
		岡山 家裁	911	866	45
		鳥取 地裁	1,089	1,019	70
	高松管内	鳥取 家裁	531	493	38
		福岡 地裁	581	576	5
		福岡 家裁	911	878	33
		佐賀 地裁	558	536	22
		佐賀 家裁	517	504	13
	高松管内	長崎 地裁	832	790	42
		長崎 家裁	408	374	34
		鹿児島 地裁	817	799	18
		鹿児島 家裁	528	488	40
		宮崎 地裁	344	315	29
	仙台管内	那覇 地裁	539	537	2
		那覇 家裁	195	195	0
		仙台 地裁	1,028	1,001	27
		仙台 家裁	740	723	17
		福島 地裁	808	808	0
	青森管内	福島 家裁	410	410	0
		山形 地裁	1,154	1,079	75
		山形 家裁	1,279	1,274	5
		秋田 地裁	1,152	1,108	44
		秋田 家裁	1,169	1,105	64
	高知管内	青森 地裁	1,366	1,150	216
		青森 家裁	1,001	941	60
		函館 地裁	577	560	17
		函館 家裁	814	759	55
		旭川 地裁	948	892	56
	高松管内	旭川 家裁	466	458	8
		高松 地裁	320	308	12
		高松 家裁	637	624	13
		高知 地裁	659	654	5
		高知 家裁	914	887	27
	松山管内	松山 地裁	526	511	15
		松山 家裁	64,596	61,453	3,062
計 (割合)		100.0%	95.1%	4.7%	
				81 0.1%	

※ 「地裁」及び「家裁」の表示がない府は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

資料3 保存期間の延長理由及び延長状況等

(単位:ファイル)

裁判所名		保存期間を延長したファイル数(再掲)						管理通達記第6の3の(2)に基づく延長		
		管理通達記第6の3の(1)に基づく延長								
		ア (監査、検査等)	イ (訴訟手続)	ウ (不服申立手続)	エ (開示申出)			30年以上の 延長を行った もの	通算の保存期 間が60年以上 となるもの	
最高裁判所		484	70	0	2	1	67	414	11	10
高等裁判所	東京	39	2	0	0	0	2	37	11	11
	大阪	24	18	0	2	0	16	6	0	0
	名古屋	16	0	0	0	0	0	16	0	0
	広島	20	3	0	0	0	3	17	0	0
	福岡	22	5	0	0	0	5	17	1	0
	仙台	32	1	0	0	0	1	31	0	0
	札幌	23	0	0	0	0	0	23	0	0
	高松	10	3	0	0	0	3	7	0	0
東京管内	東京 地裁	28	10	4	0	0	6	18	0	0
	東京 家裁	2	0	0	0	0	0	2	0	0
	横浜 地裁	30	1	1	0	0	0	29	0	0
	横浜 家裁	1	1	0	0	0	1	0	0	0
	さいたま 地裁	20	0	0	0	0	0	20	0	0
	さいたま 家裁	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	千葉 地裁	51	3	0	0	0	3	48	0	0
	千葉 家裁	31	1	0	0	0	1	30	0	0
	水戸 地裁	20	0	0	0	0	0	20	0	0
	水戸 家裁	3	0	0	0	0	0	3	0	0
	宇都宮 地裁	220	1	0	0	0	1	219	0	0
	宇都宮 家裁	5	1	0	0	0	1	4	0	0
	前橋 地裁	19	1	0	0	0	1	18	0	0
	前橋 家裁	6	0	0	0	0	0	6	0	0
	静岡 地裁	9	1	0	0	0	1	8	0	0
	静岡 家裁	20	1	0	0	0	1	19	0	0
	甲府 地裁	14	0	0	0	0	0	14	0	0
	長野 地裁	19	0	0	0	0	0	19	17	17
	新潟 地裁	27	1	0	0	0	1	26	0	0
	新潟 家裁	20	0	0	0	0	0	20	0	0
大阪管内	大阪 地裁	195	77	0	1	0	76	118	0	0
	大阪 家裁	12	1	0	0	0	1	11	0	0
	京都 地裁	47	9	0	0	0	9	38	0	0
	京都 家裁	9	2	0	0	0	2	7	0	0
	神戸 地裁	54	2	0	0	0	2	52	0	0
	神戸 家裁	22	2	0	0	0	2	20	0	0
	奈良 地裁	33	16	0	0	0	16	17	0	0
名古屋管内	大阪 地裁	18	2	0	0	0	2	16	0	0
	大阪 家裁	36	2	0	0	0	2	34	0	0
	名古屋 地裁	59	2	0	0	0	2	57	0	0
	名古屋 家裁	17	1	0	0	0	1	16	0	0
	津 地裁	5	5	3	1	0	1	0	0	0
	津 家裁	3	3	2	0	0	1	0	0	0
	岐阜 地裁	16	1	0	0	0	1	15	0	0
	岐阜 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福井 地裁	10	2	0	0	0	2	8	0	0
	福井 家裁	14	0	0	0	0	0	14	0	0
地方裁判所・家庭裁判所(※)	金沢 地裁	9	0	0	0	0	0	9	0	0
	富山 地裁	2	1	0	0	0	1	1	0	0
	富山 家裁	2	1	0	0	0	1	1	0	0
	広島 地裁	54	7	0	0	0	7	47	0	0
	広島 家裁	18	0	0	0	0	0	18	0	0
	山口 地裁	16	3	0	0	0	3	13	0	0
	山口 家裁	31	2	0	0	0	2	29	0	0
	岡山 地裁	14	1	0	0	0	1	13	0	0
	岡山 家裁	45	2	0	0	0	2	43	0	0
	鳥取 地裁	45	2	0	0	0	2	43	0	0
福岡管内	福岡 地裁	70	3	0	0	0	3	67	0	0
	福岡 家裁	38	0	0	0	0	0	38	0	0
	佐賀 地裁	5	5	2	0	0	3	0	0	0
	佐賀 家裁	33	2	0	0	0	2	31	0	0
	長崎 地裁	22	1	0	0	0	1	21	0	0
	大分 地裁	13	1	0	0	0	1	12	0	0
	熊本 地裁	42	1	0	0	0	1	41	0	0
	鹿児島 地裁	34	3	0	0	0	3	31	0	0
仙台管内	宮崎 地裁	18	2	0	0	0	2	16	1	0
	宮崎 家裁	40	2	0	0	0	2	38	0	0
	那覇 地裁	29	2	0	0	0	2	27	0	0
	那覇 家裁	2	1	0	0	0	1	1	0	0
	仙台 地裁	27	1	0	0	0	1	26	0	0
	仙台 家裁	17	1	0	0	0	1	16	0	0
	福島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山形 地裁	75	2	0	0	0	2	73	0	0
	山形 家裁	5	2	0	0	0	2	3	0	0
札幌管内	秋田 地裁	44	2	0	0	0	2	42	0	0
	青森 地裁	64	1	0	0	0	1	63	0	0
	札幌 地裁	216	127	0	0	0	127	89	0	0
	札幌 家裁	60	0	0	0	0	0	60	0	0
	函館 地裁	17	1	0	0	0	1	16	0	0
	函館 家裁	55	1	0	0	0	1	54	0	0
	釧路 地裁	56	4	0	0	0	4	52	0	0
高松管内	高松 地裁	8	8	0	0	0	8	0	0	0
	高松 家裁	12	2	0	0	0	2	10	0	0
	徳島 地裁	13	1	0	0	0	1	12	0	0
	高知 地裁	5	0	0	0	0	0	5	0	0
	松山 地裁	27	2	0	0	0	2	25	0	0
	松山 家裁	15	1	0	0	0	1	14	0	0
	計	3,062	448	12	6	1	429	2,614	41	38
	(割合)	100.0%	14.6%	0.4%	0.2%	0.0%	14.0%	85.4%	1.3%	1.2%

※ 「地裁」及び「家裁」の表示がない府は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

## 資料4 研修の実施状況

(単位:回)

裁判所名	研修の実施回数				(単位:人)	
	対象者別					
	新規採用職員	転入者	文書管理者・文書管理担当者	その他		
最高裁判所	16	1	7	0	8	
高等裁判所	東京	9	3	1	1	
	大阪	8	2	1	1	
	名古屋	5	1	1	1	
	広島	10	2	0	0	
	福岡	3	1	0	0	
	仙台	5	1	0	0	
	札幌	4	1	0	0	
東京管内	高松	6	1	0	0	
	東京	地裁	1	0	0	
		家裁	2	0	0	
	横浜	地裁	1	0	1	
		家裁	0	0	0	
	さいたま	地裁	1	0	0	
		家裁	0	0	0	
	千葉	地裁	4	4	0	
		家裁	2	2	0	
	水戸	地裁	2	0	0	
		家裁	1	0	1	
	宇都宮	地裁	1	0	0	
		家裁	1	0	1	
	前橋	地裁	0	0	0	
		家裁	7	1	0	
	静岡	地裁	1	0	0	
		家裁	1	0	1	
大阪管内	甲府	9	2	0	0	
	長野	2	0	0	1	
	新潟	地裁	0	0	0	
		家裁	0	0	0	
	大阪	地裁	1	0	0	
		家裁	3	0	2	
京都	京都	地裁	2	2	0	
		家裁	1	0	0	
	神戸	地裁	1	0	0	
		家裁	2	0	1	
	奈良	3	3	0	0	
	大津	2	0	0	1	
名古屋管内	和歌山	1	0	0	1	
	名古屋	地裁	2	0	0	
		家裁	2	0	0	
	津	地裁	3	1	0	
		家裁	2	0	0	
	岐阜	地裁	12	3	1	
		家裁	9	3	0	
	福井	地裁	8	1	2	
		家裁	4	0	2	
	金沢	地裁	4	0	0	
広島管内	富山	地裁	4	0	0	
	広島	地裁	3	1	0	
		家裁	1	0	1	
	山口	0	0	0	0	
	岡山	地裁	0	0	0	
		家裁	0	0	0	
福岡管内	鳥取	0	0	0	0	
	松江	0	0	0	0	
	福岡	地裁	9	1	0	
		家裁	9	2	0	
	佐賀	0	0	0	0	
	長崎	地裁	1	0	0	
		家裁	1	0	0	
	大分	3	1	0	1	
	熊本	地裁	3	0	1	
		家裁	0	0	0	
仙台管内	鹿児島	3	1	0	1	
	宮崎	地裁	1	0	0	
		家裁	1	0	1	
	那覇	地裁	0	0	0	
		家裁	0	0	0	
	仙台	地裁	1	0	0	
札幌管内		家裁	1	0	0	
	福島	地裁	0	0	0	
		家裁	0	0	0	
	山形	1	0	0	0	
	盛岡	0	0	0	0	
	秋田	1	0	0	0	
高松管内	青森	0	0	0	0	
	札幌	地裁	1	0	0	
		家裁	1	0	0	
	函館	1	0	0	0	
旭川	旭川	2	0	0	0	
		0	0	0	0	
	釧路	0	0	0	0	
	高松	地裁	3	0	0	
徳島管内		家裁	4	1	0	
	高知	0	0	0	0	
	松山	地裁	4	3	0	
		家裁	0	0	0	
計		223	45	15	30133	

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない府は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

2 「上級庁」とは、高等裁判所にあっては最高裁判所を、地方裁判所及び家庭裁判所にあっては最高裁判所又は高等裁判所をいう。

## 資料5 点検及び監査の実施状況

(単位:人)

裁判所名		文書管理者数(※2)		監査の実施の有無(※3)			【参考】文書管理担当者数(※2)
		点検を実施	点検を未実施	指摘事項の有無(※4)	改善措置の実施の有無(※4)		
最高裁判所		43	43	○	○	○	87
高等裁判所	東京	9	9	○	○	○	22
	大阪	6	6	○	○	○	40
	名古屋	8	8	○	○	○	16
	広島	7	7	○	○	○	14
	福岡	7	7	○	○	○	17
	仙台	7	7	○	○	○	23
	札幌	5	5	○	○	○	10
東京管内	東京	地裁	24	24	○	○	5
		家裁	12	12	○	○	22
	横浜	地裁	21	21	○	○	18
		家裁	9	9	○	○	33
	さいたま	地裁	21	21	○	○	13
		家裁	8	8	○	○	17
	千葉	地裁	24	24	○	○	9
		家裁	12	12	○	○	31
	水戸	地裁	21	21	○	○	19
		家裁	9	9	○	○	13
	宇都宮	地裁	14	14	○	○	3
		家裁	8	8	○	○	7
	前橋	地裁	18	18	○	○	0
		家裁	8	8	○	○	8
大阪管内	静岡	地裁	14	14	○	○	5
		家裁	8	8	○	○	9
	甲府		13	13	○	—	18
	長野		30	30	○	○	0
	新潟	地裁	16	16	○	○	14
		家裁	9	8	○	○	18
	大阪	地裁	26	26	○	○	15
名古屋管内		家裁	8	8	○	○	13
	京都	地裁	22	22	○	○	11
		家裁	9	9	○	○	31
	神戸	地裁	29	29	○	○	22
		家裁	14	14	○	○	8
	奈良		16	16	○	○	6
	大津		17	17	○	○	8
地方裁判所・家庭裁判所(※1)	和歌山		21	21	○	○	7
	名古屋	地裁	18	18	○	○	30
		家裁	9	9	○	○	7
	津	地裁	18	18	○	○	3
		家裁	8	8	○	○	4
	岐阜	地裁	15	15	○	○	3
		家裁	7	7	○	○	8
広島管内	福井		16	16	○	○	6
	金沢	地裁	9	9	○	○	4
		家裁	8	8	○	○	8
	富山		15	15	○	○	8
	広島	地裁	20	20	○	○	17
		家裁	9	9	○	○	9
	山口		28	27	—	—	13
福岡管内	岡山	地裁	17	17	○	○	1
		家裁	7	7	○	○	0
	鳥取		14	14	○	○	8
	松江		22	22	○	○	14
	福岡	地裁	24	24	○	○	51
		家裁	15	15	○	○	17
	佐賀		15	14	—	—	7
仙台管内	長崎	地裁	22	22	○	○	4
		家裁	10	10	○	○	4
	大分		21	21	○	○	7
	熊本	地裁	17	17	○	○	31
		家裁	14	14	○	○	13
	鹿児島		33	33	○	○	12
	宮崎	地裁	13	13	○	○	16
札幌管内		家裁	6	6	—	—	9
	那覇	地裁	13	13	—	—	5
		家裁	7	7	○	○	3
	仙台	地裁	17	17	○	○	12
		家裁	9	9	—	—	8
	福島	地裁	18	18	—	—	18
		家裁	9	9	—	—	11
高松管内	山形		18	18	○	○	18
	盛岡		22	22	—	—	9
	秋田		27	27	○	○	22
	青森		20	20	○	○	8
	札幌	地裁	24	24	○	○	31
		家裁	13	13	○	○	5
	函館		13	13	○	○	7
高松管内	旭川		24	24	○	○	12
	釧路		23	23	○	○	10
	高松	地裁	9	9	○	○	5
		家裁	6	6	○	○	10
	徳島		18	18	○	○	20
	高知		17	17	○	○	17
	松山	地裁	13	13	○	○	6
計		1,316	1,313	3			1,175
(割合)		100.0%	99.8%	0.2%			—
				87	78	78	

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない市は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値、監査の実施の有無等を記載している。

2 文書管理者及び文書管理担当者は、令和2年3月31日時点の人数である。

3 「○」は監査を実施したもの、「—」は○に該当しないものを表す。

4 「○」は該当項目に該当するもの、「—」は○に該当しないものを表す。

## 資料6 紛失、誤廃棄等の状況

(単位:件)

裁判所名	紛失等事案の発生件数		事案への対応						
	紛失 (※2)	誤廃棄	再発防止のための措置(※3)			その他	復元措置を行った件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った件数 (※4)
最高裁判所	4	2	2	4	4	4	0	1	0
高等裁判所	東京	0	0	0	0	0	0	0	0
	大阪	1	0	1	1	0	1	0	0
	名古屋	0	0	0	0	0	0	0	0
	広島	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡	1	0	1	1	1	1	0	0
	仙台	0	0	0	0	0	0	0	0
	札幌	0	0	0	0	0	0	0	0
	高松	0	0	0	0	0	0	0	0
東京管内	東京 地裁	1	0	1	1	0	0	0	0
	東京 家裁	1	1	0	1	1	0	0	0
	横浜 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜 家裁	1	1	0	1	1	0	1	0
	さいたま 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	さいたま 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	千葉 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	千葉 家裁	1	0	1	1	0	0	1	0
	水戸 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	水戸 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	宇都宮 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	宇都宮 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	前橋 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	前橋 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	静岡 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	静岡 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪管内	甲府	0	0	0	0	0	0	0	0
	長野	1	1	0	1	0	1	0	0
	新潟 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	新潟 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	大阪 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	大阪 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
地方裁判所・家庭裁判所(※1)	京都 地裁	1	0	1	1	1	1	0	0
	京都 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	神戸 地裁	1	1	0	1	0	1	0	0
	神戸 家裁	1	1	0	1	1	0	0	0
	奈良	0	0	0	0	0	0	0	0
	大津	0	0	0	0	0	0	0	0
	和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0
	名古屋 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	名古屋 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	津 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	津 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋管内	岐阜 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	岐阜 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	福井	0	0	0	0	0	0	0	0
	金沢 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	金沢 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
広島管内	富山	0	0	0	0	0	0	0	0
	広島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	広島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	山口	0	0	0	0	0	0	0	0
	岡山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡管内	鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	松江	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡 地裁	1	1	0	1	1	0	0	0
	福岡 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0
	長崎 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	長崎 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台管内	大分	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮崎 地裁	2	1	1	2	0	1	0	0
札幌管内	宮崎 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	那覇 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	那覇 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	仙台 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	仙台 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
高松管内	福島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	山形	0	0	0	0	0	0	0	0
	盛岡	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋田	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌管内	青森	1	1	0	0	0	1	0	0
	札幌 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	札幌 家裁	1	1	0	0	1	0	0	0
	函館	1	1	0	1	1	1	0	0
	旭川	0	0	0	0	0	0	0	0
高松管内	釧路	0	0	0	0	0	0	0	0
	高松 地裁	1	1	0	0	0	1	0	0
	高松 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	徳島	0	0	0	0	0	0	0	0
	高知	0	0	0	0	0	0	0	0
計	松山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	松山 家裁	1	0	1	1	1	1	0	0
	計	22	13	9	19	12	16	0	0

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない府は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

2 必ずしも誤廃棄したといえない事業は、「紛失」に計上した。

3 「再発防止のための措置」については、1事案に複数の措置がとられているものがあるため、件数と当該措置の数の合計が一致しない。

4 「懲戒処分」とは、裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)及び国家公務員法(昭和22年法律第120号)に基づく懲戒処分を表す。

資料7 点検及び監査の実施状況(主な指摘事項及び改善等措置状況)

区分		指摘事項	改善等措置状況(※)
作成		一つのファイルに、1年以上の保存を要する文書と短期保有文書(決裁参考資料など)が混在している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起案の段階から、1年以上の保存を要する文書と短期保有文書のいずれに該当するかを常に意識し、決裁時には、クリアファイルや分界紙を利用する等して、保存期間の異なる文書を明確に区分する。</li> <li>・文書管理(担当)者が、短期保有文書の混在がないか、定期的にファイルをチェックしていく。</li> <li>・1年以上の保存を要する文書と短期保有文書の峻別を意識した指導やミーティングを実施した。</li> </ul>
整理	分類	他のファイルに編てつすべき文書が編てつされている。	ファイルに編てつする際には、分類を確認することを徹底し、保存に付す際も、ファイル内に他のファイルに編てつすべき文書が混在していないかを確認する。
	保存期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存期間表に記載のないファイルをファイル管理簿に記載している。</li> <li>・保存期間表と異なる保存期間を定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイルを保存に付す際には、ファイルの背表紙及び文書管理システム上の登録情報が、保存期間表の記載に沿つたものとなっているかを改めて確認するよう指導した。</li> <li>・ファイル管理簿を更新する際は、ファイルの背表紙の記載が、下級裁実施通達の別表や保存期間表と整合しているか確認する。</li> </ul>
保存		共用のキャビネットや書庫、共有フォルダ内に、組織共用性のない個人的な資料が保管されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書管理担当者に対し、書庫が組織共用性のある保存場所であることを職員に意識付けるよう指導した。</li> <li>・共有フォルダに格納されている文書の保存期間満了日が一見して分かるように表示すること、保存期間が満了した文書については適切に廃棄の措置を執ること及び共有フォルダ内には組織共用性のない個人的な資料を保存しないことを周知し、文書管理者に対しては、日々の事務処理を通じて繰り返し指導するよう指示した。</li> <li>・共有フォルダについて高地家裁の運用ルールを作成し、文書の所在が的確に把握できるように分かりやすい構造とともに、共有フォルダ内には組織的な共用が必要な文書を保存し、保存期間満了後は速やかに消去することとした。</li> </ul>
ファイル管理簿		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイル管理簿に記載されているファイルが存在しない。</li> <li>・ファイル管理簿に記載されていないファイルが存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイル管理簿は保有するファイルの現況を示すものであり、ファイル管理簿への記載やファイルの背表紙の記載は正確に行わなければならぬことを説明し、ファイル管理簿を作成する際は実物のファイルと照合して記載を一致させるよう指導した。</li> <li>・ファイル管理簿の作成に当たっては、複数人で、ファイルの有無等を現物のファイルで確認し、管理状況の点検の際には、ファイル管理簿と現物のファイルの照合を厳密に行う。</li> </ul>
		文書が存在しないファイル(空ファイル)がファイル管理簿に記載されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空ファイルの作成を防止するため、作成・取得が予想される文書を保存するファイルを年度当初に一括して作成することはせず、文書を作成・取得した時点で随時ファイルを作成する。</li> <li>・文書管理(担当)者において文書管理システム上でファイル作成の承認を行うに当たっては、その審査を厳密に行う。</li> </ul>
移管、廃棄及び保存期間等の延長	廃棄、延長(措置)	保存期間満了後、適切に廃棄又は延長の措置がされていないファイルが存在した。	保存期間が満了したファイルは、廃棄又は延長の措置を適切に行い、廃棄が承認されたファイルは、総括文書管理者の廃棄承認後、速やかに廃棄承認されたファイルのリストと廃棄対象ファイルの照合を確實に行つた上、廃棄事務を行い、廃棄漏れをなくすよう指導した。
	廃棄、延長(作業)	廃棄に関する一連の作業を一人で行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄作業は、必ず複数人で行うよう指導した。</li> <li>・文書管理者に対し、適切な廃棄処理を実施するうえで、誤廃棄や廃棄漏れが起こらないようなダブルチェック体制等を確立することの重要性を指導した。その際、文書管理(担当)者が廃棄事務を任せにすることのないよう、廃棄までのスケジュール管理や人手がない場合には自ら実際の作業に加わることなどを指導した。</li> </ul>
研修			<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書管理(担当)者等に対し、基本的な知識付与、適切な文書管理に関する知識や意識の向上のために研修を実施する。</li> <li>・職員に対し文書講座を実施し、事例を題材に問題点や留意事項等について説明した。</li> </ul>

※ 各庁において措置を講ずる予定であるものも含む。